

富山県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.1E-3	1.7E-1	2.8E+1	27.7
64	エトフェンプロックス	1.2E+1	5.2E+0	1.0E+1	6.2E+0	33.5
117	テブコナゾール				2.3E+0	2.3
139	トラロメリン			1.0E+0	7.6E-1	1.8
140	フェンプロパトリン			1.4E+0		1.4
153	テトラメリン	1.0E+2	3.7E+0	1.3E+2		238.7
181	ジクロロベンゼン	2.1E+2	7.8E+1			287.4
225	トリクロルホン		2.7E+0			2.7
248	ダイアジノン		2.5E-1			0.2
251	フェニトロチオン		6.2E+1	1.8E+0		64.1
252	フェンチオン	2.3E+0	2.4E+1	2.3E+0		28.5
256	デカン酸				3.9E-2	0.0
350	ペルメリン	1.9E+1	1.6E+1	2.0E+1	2.2E+1	77.6
405	ほう素化合物		2.9E-1	1.8E+1	1.1E+0	19.0
427	カルバリル			9.4E+1		93.5
428	フェノブカルブ			5.8E+1	6.7E+1	124.7
457	ジクロルボス	4.1E+1	2.7E+2			310.4
合 計		3.9E+2	4.6E+2	3.4E+2	1.3E+2	1313.6

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等